

『歎異抄』のおはなし⑬第十二条(2) 他宗の人と無意味な論争をしてはならない

今日は第十二条の2回目で、前回の続きになります。

前回のところで唯円房は、「学問をしない人は、いくら念仏しても救われない」という「学解往生の異義」に対する批判を展開し、名聞利養すなわち名誉欲や財欲などを満たすための学問は、往生のためには全く必要ないとしました。

しかし阿弥陀仏の本願や名号のいわれを明らかにするための学問は、必要であるということをお話しました。

信仰は、学問や知識によるものではありません。

しかし信仰は、「本願とは何か」という知識があることによって、より深められるのです。

今回は、仏法を巡って論戦し、自分の宗がすぐれていて他の宗は劣っているなどと言い争うことについて、唯円房が戒めています。

『歎異抄』が書かれた当時、専修念仏の人と自力聖道門の人との間に、どちらの教えがすぐれているのかという論争が、しばしばあったようです。

こちらの方がすぐれていて、そちらが劣っているとお互いに非難し合う法論は、結局自分の教えを誇っていることになるといわれます。

そこで非難合戦にならないように、お念仏の教えはつまらない教えだとけなされても反論せずに、どのように対応すればよいか、今回のところでは示されます。

◎自分の宗は優れていて、他の宗は劣っている？

「当時、専修念仏のひとと聖道門のひと、法論をくはだてて、わが宗こそすぐれたれ、ひとの宗はをとりなりといふほどに、法敵もいできたり謗法もをこる。これしかしながら、みづからわが法を破謗するにあらずや。」

「当時」というのは、このごろでは、最近、という意味です。

「専修念仏」は、もっぱら称名念仏を修することです。

「聖道門」とは、「浄土門」に対する語で、自力の修行によってこの世で悟りを開くことを説く法

門のことです。

「法論」は、仏法についての論争です。

「をとりなり」というのは、劣っている、という意味です。

「いふほどに」は、…というものだから、いっているうちに、といった意味です。

「法敵」は、仏法の敵で、正しい仏法（念仏の教え）に敵対するもののことです。

「^{ほうぼう}謗法」とは、正しい仏の教えを謗ることで、謗は誹謗、そしる、悪く言う、ののしることです。

「しかしながら」は、さながら、そのまま、といった意味です。

「法」とは、正しい念仏の教えのことです。

「破謗」というのは、^{そし}謗り滅ぼすことです。

（現代語訳）

〈このごろは、念仏の道を歩む人々と自力聖道門の人々とが、お互いの教義について論争し、「私の信じる教えこそがすぐれていて、他の人が信じる教えは劣っている」などと言うために、仏の教えに敵対する人も出てくるし、それを^{そし}謗るということも起こるのです。しかしこれはそのまま、みずから自分の信じる仏の教えを破り、^{そし}謗ることになってしまうのではないのでしょうか。〉

人間は普通、「自分は正しいけれども他の人は間違っている」と思いがちです。

他の人もまた、「自分は正しいけれども他の人は間違っている」と考えます。

そうした人が寄り合えば、自然と論争や対立が起こってきます。

その当時、自力聖道門の人は、自分の宗旨は正しくてすぐれたものだと考え、他の宗旨は劣っていると思っていたのでしょ

う。他力浄土門の人も、我が宗こそがすぐれた法であって、他は劣っていると思っていたことでしょう。

どちらも自分は正しくてすぐれていると考えているのですから、そこに^{あらず}諍いが生じてくるのです。

人を論破しようとする、その人もまた私を論破しようとし

ます。そうして互いに謗法罪を作って、自分もその人も害していくのです。

◎たとえけなされても、言い争ってははいけません

「たとひ^{しよもん}諸門こそぞりて、念仏はかひなきひとのためなり、その宗あさしいやしといふとも、さらにあらずして、われらがごとく、^{げこん}下根の^{ほんぶ}凡夫、^{いちもんふつう}一文不通のもの、信ずればたすかるよし、うけたまはりて信じさふらへば、さらに^{じょうこん}上根のひとのためにはいやしくとも、われらがためには^{さいじょう}最上の法にてまします、」

「諸門」は、仏教の他の諸宗派や、念仏以外の教えを説く宗派のことです。

「こぞりて」というのは、ことごとく、という意味です。

「かひなきひと」とは、甲斐性のない者、つまらない人、取るに足りない人、迷いから悟りへ歩む能力の劣った人、といった意味です。

「あさしいやし」というのは、^{せんぼく}浅薄である、低級である、という意味です。

「さらに」というのは、まったく、一向に、という意味です。

「下根」の「根」は「^{こんき}根機」(仏の^{きょうけ}教化を受ける者の素質や能力)のことで、下根は生まれつき愚かで自ら悟ることができず、仏道を励む能力が劣る人のことです。

「一文不通」は、文字一つ知らず、無学・無知であることです。

「上根」とは、仏道を修行するための性質や能力がすぐれた者のことです。

「最上の法」は、最もすぐれた教法のことですが、ここでは自分の能力に最も適した法、という意味です。

(現代語訳)

〈たとえ他のさまざまな宗派の人びとが口をそろえて、「念仏は能力の劣った人のための教えであり、その教えは浅くて程度が低い」とけなしても、決して言い争うことなく、「私たちのように自ら悟る力もなく愚かであり、文字の一つも知らない無学の者でも、本願を信じるだけで救われるとお聞きして信じておりますので、能力のすぐれた人々には卑しい教えであっても、私どもにとっては最高の教えなのです。〉

「たとひ^{じよ}自余の^{きょうぼう}教法はすぐれたりとも、みづからがためには、^{きりょう}器量をよばざればつとめがたし、われもひと^{しやうじ}生死をはなれんことこそ、^{しよぶつ}諸仏の^{ごほんい}御本意にておはしませば、^{おん}御さまたげあるべからずとて、にくひ気せずば、たれのひとかありてあだをなすべきや。」

「自余の」は、このほかの、という意味で、「自余の教法」とは念仏以外の教えを指します。

「器量」というのは、能力や才能、力量のことです。

「生死をはなれんこと」は、迷いの世界を離れて悟りに入ることを意味します。

「にくひ気」とは、憎い気、憎らし気、憎らしい態度のことです。

「あだ」とは、^{かたき}仇、敵対、妨害する、さまたげ、害をなすもの、といった意味です。

(現代語訳)

〈たとえ念仏以外の他の教えがすぐれていても、私にはとても力が及ばないので、実践できません。誰もがみな迷いの世界を離れることこそ、仏様がたのお心なので、私が念仏するのを邪

魔しないでください」と言って、敵対的な態度をとらないでいれば、一体誰が念仏の妨害などするでしょう。〉

聖道門の人たちが「念仏は低級な教えだ」と批判しても、ムキになって反論すると争いにエスカレートして、かえって反感を呼び、^{ほうぼうざい}謗法罪を犯すことになりかねません。

しかし聖道門の教えがどれだけすぐれていたとしても、凡夫に通じない教えでは、最上の教えではありません。

どんなに美味しいご馳走であっても、老人や病人にとっては、脂っこいものや固い食べ物は受けつけませんし、高熱で食欲のない人や胃腸の具合の悪い人は、いかに栄養があるといっても、ステーキや鰻重などは食べられません。

同様に、極悪の重病人には、念仏の教えしかないのです。

私たちは^{とんよく}貪欲・^{しんに}瞋恚・^{ぐち}愚癡の、^{さんどく}三毒の煩惱に満ちた凡夫であり、^{ざいあくじんじゅう}罪悪深重の自分であることを自覚して、苦悩の自分が救われる道を求めているのですから、信ずれば助かると聞いて信じているのです。

自力すなわち自分の力で厳しい修行をすることによって善人になれると考える人々、^{とんじんち}貪瞋痴の煩惱を消し尽くせると考える人々、みずからの力で自分の苦悩を消し去って悟ることができると思う「上根の人」から見れば、阿弥陀仏の他力を信ずるお念仏の教えは、レベルが低いものに見えるかもしれません。

しかし自分の愚かさ、無力さを知りながら、極悪深重の身を改めることもできず、貪瞋痴の煩惱を無くす能力もない自分にとっては、他力を信じて助かるという弥陀の本願は、最上の法なのです。

◎智慧ある者は、論争から離れるべきです

「かつは^{じょうろん}諍論のところには、もろもろの煩惱をこる、智者^{ちしゃおんり}遠離すべきよしの^{しょうもん}証文さふらふにこそ。」

「かつは」というのは、その上、さらにまた、といった意味です。

「諍論」は、言い争いや論争のことです。

「智者遠離」とは、智慧ある人はそのような場から遠く離れる、という意味です。

「証文」というのは、^{げんしんかしょう}源信和尚の『^{おうじょうようしゅう}往生要集』に引用された^{ほうしゃくきょう}『宝積経』の文、および^{ほうねんしょうにん}法然上人の『^{しちかじょうきしやうもん}七箇条起請文（『^{しちかじょうせいがい}七箇条制誡』とも）』の文を指します。

(現代語訳)

〈さらにまた、言い争いをすれば、そこにはさまざまな煩惱が起こるものであり、智慧ある人はそのような論争から遠く離れるべきであるということを示す証拠となるご文もあるのです。〉

この「証文」には、念仏者の取るべき態度が示されています。

そして法然上人の在世当時から、多くの非難や論争が起こったので、無益な言い争いを避けるためのノウハウが、アドバイスされているのです。

当時、親鸞聖人の門弟のグループがあちこちで口論を起したことに、親鸞聖人も唯円房も、ずいぶん心を痛めていたようです。

そして対立があっても、この証文が説くように対応しなさい、というのです。

私もこの「^{じょうろん}諍論のところには、もろもろの煩惱をこる、^{ちしやおんり}智者遠離すべき」という言葉を、腹が立って議論したくなかった時や、相手に反論したくなかった時には思い出すようにしています。

^{いか}瞋りの煩惱を^{しず}鎮めるにはとてもいい言葉だと思って、ひそかに自分の座右の銘にしています。

この「証文」の元になった『^{ほうしゃくきょう}宝積経』というのは、一つのお経ではなく、たくさんのお経を集積したもので、「教えの宝物を集積した」という意味だそうです。

そしてこの『^{えしんそうげんしん}宝積経』の言葉を^{おうじょうようしゅう}恵心僧都源信が、著書である『往生要集』に引用し、それをまた法然上人が引用されて、^{しちかじょうきしょうもん}比叡山の天台座主に提出されたのが『^{しちかじょうせいがい}七箇条起請文』(『七箇条制誠』とも)です。

これは現在、京都・嵯峨の^{さ が に そんいん}二尊院に保管されていて、国の重要文化財に指定されています。

源信僧都が『宝積経』から引用したのは、以下の文です。

「^{けろんじょうろん}戲論諍論の^{ところ}処には、^{もろもろ}多く^{ほんのう}諸の煩惱を^{おこ}起す、^{まさ おんり}智者^{まさ}応に^{ひやく ゆ じゆん}遠離すべし、^{まさ}當に^{ひやく ゆ じゆん}百由旬を去るべし」

「^{けろん}戲論」というのは、^{たわむ}戯れの^{だんろん}談論、無益で冗漫な議論、無駄な議論、という意味です。

「^{じょうろん}諍論」は、言い争いや論争のことです。

「^{ゆ じゆん}由旬」は、サンスクリット語 yojana(ヨーjana)の音訳です。これはインドの距離の単位で、1由旬は約7kmとする説、もしくは帝王1日の行軍の距離で約60kmとする説、200kmとする説、または牛車の1日の旅程とされるなど諸説あり、百由旬はその百倍です。大事なものは具体的な距離の数字ではなく、はるか離れた距離という意味だということです。

現代語訳は次のようになります。

〈戯れの議論や言い争いをするとともに、さまざまな煩惱がたくさん起こるのです。智慧ある者は、まさに論争から遠く離れ、遠い距離を去るべきです。〉

『七箇条起請文』(『七箇条制誡』) というのは、元久元年(1204)、比叡山延暦寺の専修念仏停止の訴えに対して、法然上人とその門弟190名が抗議を受け入れて、同じ元久元年の十一月七日から九日にかけて、言行を正すことを誓って連署した、七箇条の起請文です。親鸞聖人も、この『七箇条起請文』の連署の87番目に、「僧綽空」という当時の名で署名しています。

つい先月まで、上野の東京国立博物館で開かれていた特別展「法然と極楽浄土」でも、前期期間にこの『七箇条起請文』が展示されていて、私も5月の連休中に、この現物を見てきたばかりです。

その第二条に、以下のような文章があります。

「無智の身をもって有智の人に対し、別行の輩に遇ふて好みて諍論を致すことを停止すべき事」

「諍論の処には諸の煩惱起る。智者はこれを遠離すること百由旬なり。いわんや一向念仏の行人においてをや。」

現代語訳は以下のようにになります。

〈智慧のない身で、智慧のある人に対して、念仏以外の行を行なう人たちに出会った時に、好んで言い争いをすることをやめるべきこと。〉

〈論争にはさまざまな煩惱が起こるものです。智慧ある者は、論争からできる限り遠ざかろうとすべきです。ましてひたすら念仏の道を歩む者が論争を避けるのは、言うまでもありません。〉

◎念仏禁止の動きと親鸞聖人

そしてその翌年の元久二年(1205)十月に、南都奈良の興福寺も念仏の停止を要請しようと、解脱坊貞慶が起草した九箇条の「興福寺奏状」を朝廷に提出して、念仏の禁止を訴えます。

「興福寺奏状」には、「勝手に新しい宗派を立てた」「阿弥陀仏のみを重んじて釈迦を軽んじ、他宗の教えを罵倒し軽視している」「専修念仏の徒は、浄土経典の正確な理解に基づかない念仏を称え、特殊で偏向した立場で身の程知らずの過ちに陥っている」などとあります。

そしてこの「興福寺奏状」が、有名な「承元の法難」に影響を与え、一因となったといわれます。

「承元の法難」は、承元元年（建永二年、1207）に後鳥羽上皇によって、法然上人の門弟4人が死罪に、法然上人と親鸞聖人をはじめ門弟7人が流罪になった事件です。

建永元年（1206）12月、後鳥羽上皇が熊野詣に行っている間に、法然上人の門弟である住蓮と安楽が催した六時礼讃という念仏集會に宮中の女官数名が参加し、美しい声明に感激してそのまま出家してしまったのです。安楽は容姿もイケメンだったらしく、女官たちに大変な人気だったようです。出家を知った後鳥羽上皇が激怒して、住蓮と安楽らが死罪に、法然上人は四国へ、親鸞聖人は越後に流罪となった事件が「承元の法難」です。

『教行信証』後序や『歎異抄』後序の後の「流罪記」にも、このあたりの経緯が少し記されています。

また京都・梅尾にある高山寺の明恵上人は、建暦二年（1212）に『摧邪輪』を著して、法然上人の經典解釈に学問上の疑問点が多々あると指摘し、法然上人の『選択本願念仏集』（『選択集』）を、仏教から逸脱した邪見であるとして、激しく批判しました。

親鸞聖人はこうした動きに対し、各種經典とその注釈を網羅して、貞慶の「興福寺奏状」や明恵上人の『摧邪輪』に反論したといわれる『教行信証』（『顕浄土真実教行証文類』）を書いたとされます。

この『教行信証』を読むと、親鸞聖人がご自身と門弟たちの「信心」にとって、「学問や知識」が不要であるという認識に立っていたとは考えにくいようにも思われ、親鸞聖人の学知の深さがうかがい知れます。

念仏批判に対して、まるで理論武装したかのような書物です。

唯円房は、もし他宗派の人びとが念仏の教えを能力もない人々のために浅薄だと非難しても、決して争ってはならないとして、念仏の門徒たちが学問論争を回避することによって、謙虚な態度に立つことをめざしたのです。

他の仏道を非難・誹謗することは、結局は自分で自分の首を絞めることになるのだ、というのが唯円房の立場だったのです。

次回は11月23日（土）勤労感謝の日の報恩講において、第十二条の続きを拝読予定です。

ご清聴ありがとうございました。